

## ⇒ 論 説 ⇐

## 企業集団の捉え方と国際会計基準の連結手続

— Walker 学説を拠り所として —

神 納 樹 史

## 1. はじめに

国際会計基準の連結手続におけるのれんの会計処理については、IFRS3「企業結合」に規定されている（IAS27, par.18(a)）。すなわち、国際会計基準の連結手続は、企業結合の処理と関連している。一方、中村 [1984, p.284] においては、20世紀初頭の米国の教科書などでは、連結手続は、本支店会計および吸収合併の処理をもとにして考えられていたとされている。その後公表された Nicholson [1924] においては、本支店会計の処理をもとに連結手続が説明されている。また、連結会計の理論書として名高い Moonitz [1951] においても同様である。一方、企業結合の処理をもとに説明されているものとしては、Rosenfield [1985] や Stein [1991], Taylor [1996]<sup>1</sup> などがある。これらを大別すると、連結手続は、20世紀前半においては本支店会計をもとに、20世紀後半においては企業結合会計の処理をそれぞれもとにしていると考えられる。一方で、Taylor [1996] の導入部分においては、米国の連結会計が取り上げられ、そこでの連結会計は本支店会計をもとに説明が行われている。すなわち、もうひとつの大別の仕方としては、Moonitz [1951] をはじめとする米国の連結会計では本支店会計の処理をもとに、Taylor [1996] をはじめとする英国系の連結会計では企業結合会計の処理を基に説明されていることも考えられる。

ところで、山地 [1989, p.139] によれば、国際会計基準の連結会計基準は基本的には英米型会計に立脚しているが、英国および米国においても、連結財務諸表の位置づけなどでかなりの相違点が存在している。連結手続が、主に本支店会計をもとにしているのか、それとも企業結合をもとにしているのかも、英国と米国の相違点に挙げられるのではないだろうか。昨今の会計基準の収斂化の取り組みにおいて、英国に事務所を置く国際会計基準と米国基準の相違点も完全には解消されていないのは、やはり両国における連結会計の考え方に関係しているのではないだろうか。

連結会計手続が企業結合の処理をもとにしているのか、本支店会計の処理をもとにしている

<sup>1</sup> Taylor [1986] においては、企業結合を独立の章として設けて連結手続を説明しているが、導入部分では支店会計を参照している。

のかというものの他に、IASB が公表した IFRS3「企業結合」と米国の FASB の ASC805「企業結合 (SFAS141®)」はコンバージェンスの取り組み後に公表したものであるにも関わらず、Zyla [2010, p.272] によれば相違点が残されている。まず、非支配持分の評価について公正価値のみを認めるかどうかであり、次に、公正価値について前者は交換価値を、後者は現在価値を採用している。さらに偶発資産や偶発負債の認識に関する規定である。本稿では、こうした違いは英国と米国それぞれの連結会計の考え方によるものと考え、その背景を明らかにしていきたい。しかしながら、それぞれの全貌を明らかにするのは非常に困難である。そこで、歴史的変遷から英国と米国それぞれの連結会計の考え方を考察したと評価されている<sup>2</sup> Walker [1978] の主著『連結財務諸表：歴史と分析』を拠り所として検討していく。

## 2. 英国における連結報告の導入

Walker によれば、「連結財務諸表が、はじめて英国会計実務に導入された際、それは法律で要求される持株会社の財務諸表に関する有用な補足的計算書と考えられた。その理由として、英国の職業会計人は、当初連結計算書が、持株会社の財務諸表による誤表示を解決する有効な手段であるという考え方を持っていたからである。すなわち、この持株会社の財務諸表は、原価基準に基づく資産評価と配当基準に基づく収益認識によって作成されていたのである。これらの基準に基づいて作成される計算書は、情報量に乏しく、潜在的に誤りを導くことが認められていたが、このような会計処理を放棄することに加えて、未実現利益の認識するような代替的会計手続を採用することには一般的に抵抗があった」(Walker [1978] p.6)。英国で個別財務諸表に目が向けられていたのは、19世紀後半までは簡単な登記手続きで会社の設立が可能であったからとされている (Walker [1978] p.6)。そこで、英国では、株式会社形態が広範に利用されるようになり、会計士達に会計報告書を作成し、監査するといった新しい業務と、これに伴う新しい種類の問題をもたらすこととなった (Walker [1978] pp.6-7)。すなわち、英国の会計専門職団体では、資産の評価問題が取り上げられた (Walker [1978] p.7)。具体的には、異なったカテゴリーの資産に対しては、別々の評価方法を適用すべきであるというものである (Walker [1978] p.10)。すなわち、資産を固定資産と流動資産に分け、それぞれ固定資産とは企業がそれを利用して事業活動を行うものであり、流動資産とは企業がその範囲内で事業活動を行うものであるとした。さらに、これら2種類の資産価値を測定するためには別々の方法があると論じ、固定資産には原価、流動資産には時価での評価がそれぞれ適用される<sup>3</sup>。当時の流動資産の評価は、当初商品についてのみ行われていたが、後に投資に適用されるようになった (Walker

<sup>2</sup> Book Review : Walker, Robert Graham [1978], "Consolidated Statements : A History and Analysis", Arno Press, (New York), The Accounting Review, 1979 July.

<sup>3</sup> 山浦 [1993, p.42] によると、資産を流動・固定に分類するのは複会計制度の影響であるとされている。英国の連結会計の計算構造と複会計制度との関連については、別稿で検討することとする。

[1978] p.19)。

投資に適用されるようになった背景としては、1890年代までに既に株式の持ち合いが一般的であり、英国会社法では株式の持ち合いが禁止されていなかったことが挙げられている (Walker [1978] p.20)。英国における株式の持ち合いが行われるようになったのは、銀行あるいは信託会社による有利な投資手段として、または、得意先あるいは顧客である会社との関係を緊密なものにするためであった。

投資を評価する際に、それが固定資産であるか、流動資産であるかによって変わることになる (Walker [1978] p.25)。すなわち、固定資産である場合にはすべての価値変動が無視され、原価で評価され、流動資産である場合には低価法が採用される。しかしながら、固定資産か流動資産かの分類は、個々の会社の状況または経営者の「意図」によって行われていたため、大量の上場株式及び非上場株式を市場販売価格 (market selling prices) で記録して、利益操作を行う会社もあった (Walker [1978] pp.34-35)<sup>4</sup>。そこで、会計士は会社間投資の評価方法として市場販売価格を採用することに反対していた。すなわち、上場株式及び子会社株式に対して評価増を行う不正経理が発覚してから、会計士は全ての会社間投資について評価増を行うことに反対し、原価法による評価を支持することとなった。しかしながら、原価法による投資の評価方法では、粉飾決算の問題は解決しなかった。

Walker [1978, p.113] によると、1908年の会社法により、公的な調査に関する書類として財務諸表を作成する義務は、「個人」会社は免れ、子会社の設立が活発となった。子会社の状況は「子会社株式」勘定で把握することとなったが、投資勘定が投資先の会社において実際にはどのような資産に運用されたのかを示す情報はないため、子会社の債務超過を引き起こすこととなった。このような状況下においても、連結財務諸表の有用性が検討されることはなかった。Walker [1978, p.99] によると、実際、当時の会社は、連結財務諸表を補足的な報告書であると捉えており、また持分法を採用している会社もわずかであった。持分法を採用する企業が少なかったのは、この方法が「未実現」利益を計上するものであると考えられていたからである (Walker [1978, p.117])<sup>5</sup>。つまり、当時の会計人は、投資勘定に対しては、原価法の採用を強調し、持分法を含むあらゆる方法による評価益の計上を避けた。1929年の株式市場の崩壊そして続いて起きた会社の不正や倒産が明るみになってから、金融業界は会社や株式市場規制に関する自由放任主義の考え方に幻滅するようになっていた<sup>6</sup>。しかしながら、連結財務諸表がほ

<sup>4</sup> 非上場の会社間投資の記録及び報告については、1920年代に至るまで、ほとんど注意が払われなかった (Walker [1978] p.36)。当初は、非上場証券の現在の価値をどのように確定させるかが問題となった (Walker [1978] p.36)。しかし、これは、見積数値も利用されるものであり、見積数値は楽天的で、かつ人を欺くものであるとされていた (Walker [1978, p.37])。

<sup>5</sup> Walker [1978] は原価法のほうが保守的な処理であると述べていることに対して、Nobes [2002, p.18] は、Edwards & Webb [1984, p.40] の見解、すなわち原価法では子会社の損失を無視してしまうので、持分法のほうが保守的であると述べている。

<sup>6</sup> 兼子 [1969, p.14] によると、1929年の株式市場の崩壊や会社の不正や倒産の影響を受けて、1929年会社法が制定されたと考えられる。なお、持分会社について、第125条 (子会社からなる資産は貸借対照表に個別表示すべきこと)、第126条 (子会社に関する明細を貸借対照表に記載すべきこと)、第127条 (子会社の定義) の3カ条が設けられた。

とんど採用されなかった (Walker [1978] p.116)。この理由として、当時の英国の会計人が「子会社への投資」勘定で情報を開示することに関心があったからである (Walker [1978] pp.116～119)。すなわち、会社間取引による利益操作の事実が多くの企業倒産と関連していたとしても、会社間取引により生じる利益を消去するために連結計算書を採用することについては、ほとんど関心が示されなかったのである。さらに、英国では、連結計算書が企業の継続能力及び業績に関するよりよい指標を提供するという根拠で、連結計算書が支持されるということは、きわめて少なかったのである<sup>7</sup>。このことから、当時の英国では、企業集団よりも個別の会社に注意が払われていたからだと考えられる<sup>8</sup>。

### 3. 米国における連結報告の導入

米国では英国よりも数十年早く連結財務諸表が作成されていた。この採用時期の違いについては、Walker ([1978, p.120]) は、特に持株会社形態の発達に注目している。南北戦争後の1860年代末期から1870年代初期にかけて、鉄道建設の急速な拡大の時期を迎えた。鉄道業の競争の激化は、やがて独占状態を生み出し、各州の規制政策や1887年州際商業条令の通貨につながった。独占的地位に対する一般的大衆の反感はいわゆるプール及びトラストに集中していた。このプール及びトラストに反対する気運は、その形態での企業結合を禁止することや抑制することを目的とした州法の制定及び改正に反映され、連邦レベルでの1890年シャーマン反トラスト法の成立を見たのである。一方、英国では、1918年まで独占企業に対する規制の中に、持株会社という手段を禁止する事項はなく、様々な合併形態を選択することができた (Walker [1978] p.20)。また、英国では反トラスト立法がなかったため、持株会社はそれほど刺激的なものとして受け取られなかったのである (兼子 [1969 p.13])。また、英国の会社は、会社形態での変遷において、非常に早い段階から他の会社の持分を保有することができた。他方で米国の会社では、原則他の会社の株式の所有は禁止されており、債権回収のため、または債権の担保として株式を取得することは例外として認められた<sup>9</sup>。

このように米国ではトラストの不法性を除去するための手段として持株会社がいち早く利用され、持株会社の発達が連結計算書の採用につながった<sup>10</sup>。また米国では会社報告及び証券規則に関する投資家保護体制の面で、英国よりも遅れを採っていた (Walker [1978], p.129))。米国

<sup>7</sup> Edwards & Webb [1984 pp.41～47] によると、英国において連結会計の発達が遅れた理由として、①技術的能力の欠如、②連結財務諸表に対する要求、③情報開示に対する経営者の反対、④連結会計導入に対する会計人の反対、⑤法律上の障壁、⑥債権者の要求の6つを挙げている。

<sup>8</sup> 兼子 [1969, p.14] によると、連結財務諸表が英国で法制化されたのは、1948年会社法であった。1948年会社法119項で連結財務諸表の公表が義務付けられた。さらにこれに関連して、イングランド・ウェールズ勸許会計士協会では勧告書の形で「連結財務諸表の形式によるグループ財務諸表」を公表した。

<sup>9</sup> 原則他の会社の株式の所有が禁止されていた理由について、兼子 [1969, p.2] は、「会社の資金をもって他の会社の株式を取得することは、新たな事業に投資するものであり、それは買手たる会社の株主の考え及ばざる投資であって、かつ設立の目的に含まれないものであるから」と述べている。

<sup>10</sup> 例えば、Moonitz [1951]。

において投資家保護規定の導入が遅れた理由として、次の二つを挙げている（Walker [1978] pp.129～130）。

第1に、英国では財務活動が1つの主要な市場に集中していて、会社が国家の法律によって規制されていたのに対し、米国では財務活動が分散化し、法的規制が緩和されていたことによる。つまりニューヨークは、当時は、米国の主要な証券市場になっていたが、他にもニューヨーク証券市場と同じ規模の証券市場が散在していた。さらに、会社法は州ごとに制定されていたが、その多くは、会社の行動を規制するよりもむしろ会社設立によって登録収入の増大を図ることが意図されていたのである。

第2に、当時の企業の主たる投資が、英国のような開示規則ないし保護規定を必要とするようなものではなかったことによる。1880年代の主な投資形態は、鉄道会社の社債であった。当時、この鉄道会社の社債は相当安全な投資であると考えられていた。従って、社債保有者は、財務公開について、普通株式の所有者ほど関心が払われなかったし、その財務公開に対する要求もしなかったであろう。

Walkerによると、「米国における会社報告及び証券規則に関する投資家保護体制の面での遅れが、会社に対して自発的に経営成績と財政状態に関する財務報告書を公表することにつながった。ある意味では、米国の開示規制の欠如が、財務報告の実験を促したともいえる。この規則の欠如が、連結計算書の採用を導いた。1920年代の連結報告書の採用は、英国の会計士の間で多くの論議を引き起こしたものの、米国では全く論議が行われずに承認された」（[1978, p.262]）<sup>11</sup>。さらに「米国の会計士は、連結計算書を適切な報告のモデルとして採用した。他方、英国の会計士は、連結計算書を個別計算書自体の限界のいくつかを克服する手段と考えた。英国の会計士が連結計算書を単純に親会社報告書の補足表とみていたのに対し、米国の会計士はそれを主要報告書と捉えた。すなわち、英国においては、連結報告書は歴史的な原価情報の限界を克服するための、そして持株会社の業務を誤って表示することを避けることに関して、会社間の貸し借りや取引の影響を明らかにする可能性があるものとされた。一方、米国では、既述の持株会社の発達や制度的背景があり、次第に連結計算書は、持株会社と子会社の信用度を評価する手段を提供することも重要になった」と述べている（Walker [1978, p.265]）。

このように両国の連結計算書に対する見方の違いに加え、Walker [1978, p.265] は、資産評価も取り上げている。前節で述べたように、英国の会計士の資産評価は資産を固定資産と流動資産とに分類し、それぞれに異なった評価方法を適用するものであった。米国では、当初連結計算書の作成に関心があったこともあり、資産評価方法の枠組みを設定するのに時間がかかった（Walker [1978, p.201]）。当時の支配的見解は、「一時的な投資」は流動資産の1項目として記載され、他の投資は独立の項目はしばしば「永久投資」とし、貸借対照表上分類・表示をさ

<sup>11</sup> もっとも、後年のアメリカについては、岩村 [1969, p.5] によれば「アメリカのほとんどの会社が連結財務諸表を作成しているものの、それが野放しで今日の形態を完成したのではない。SEC の執拗な勧告と規制との闘争の歴史的成果なのである」

れていた。しかし、当初米国での資産分類は、評価手続の選択とは関連付けられなかった。それは、既述のように資産を流動または固定に分類することは、経営者の意図によっていたため、財務報告書を操作する経営者の恣意性を排除する必要性があったからだと考えられる。

既述のように英国では子会社勘定で投資先の状況を把握するため、子会社勘定の評価が問題となっていた。一方、米国では、会社が他の会社の株式の100%を保有した状況で子会社勘定の処理が問題となったが、この結果連結計算書の重要性を認識することとなった (Walker [1978 p.177])<sup>12</sup>。すなわち、連結計算書の採用により、企業集団内の会社間で行われる取引、契約から生じる操作を未然に防ぐことができ、投資の処理から生じる問題は解決できたからである。とはいえ、一般的には、他のいくつかの評価基準の適正性の問題を論じずに、子会社投資の原価主義評価から生じる収益の認識などの問題を解決する手段として、連結計算書を主張していた。新しい報告様式を採用することで、持株会社報告書上における会社間投資の評価方法及びその投資損益の記録方法に関する問題がなくなるからである。というのは、会社間投資と配当は、連結計算書の作成過程で消去されるからである。

会計専門職が、会社間投資をめぐる様々な評価方法の長所を深く検討する前に、連結報告が広く提唱され、承認されるようになった。その後、連邦政府は、1企業グループを単位とする企業課税の要求を通じて、連結報告の肯定論者の論点に影響を与えた。ニューヨーク証券取引所も、上場会社が連結報告を利用することを奨励した。連結計算書の分析はきわめて不十分であったにもかかわらず、連結計算書は主要報告書として承認された。流動性の誤表示を回避する必要性、資金の供給源を認識する必要性、単一の経済的実体の状況を表示する必要性等があるといわれた。これらのどの見解も詳細な分析が行われていなかったし、連結報告の明確な目的は、会計学者、実務家、規制機関において、未だ十分に検討されていなかったが、1930年代初期では、連結貸借対照表が、会社報告実務の一部となった (Walker [1978] pp.218)。このように、連結報告が一層広範に採用されたため、結果として、連結報告に関する専門職の関心が、会社間投資の評価に関する論議を圧倒していたのである。米国における連結報告の歴史は、資産評価と関連した問題点とはほとんど無関係であった。

資産評価が検討されるようになったのは、英国の資産の分類及び評価の考えを米国が文献等で引用し、採用するようになってからである (Walker [1978 p.184])。すなわち、英国に本部を置く会計事務所が米国の会社の監査人として任命されたことや英国で教育された会計士が継続的に移住したことにより、英国の考えを米国が輸入されたことと関係している (Walker [1978 pp.166~171])。また、英国の Accountant 誌が米国で広く購読されたこと、当時の米国会計の著述家が英国の考えの影響をかなり受けていたことが挙げられている。このように米国会計が

<sup>12</sup> Stein [1991, p.7] において、連結計算書が必要になる場合について次のように説明している。「投資は、持分を保有している会社の資本総額のわずかな割合を保有している限り、誰もこの処理を行おうとは思わなかった。しかしながら、持分は資本総額のすべてまたはほとんどを表している」。Stein は英国系の学者であるが、既述のように徐々に持分を取得していく場合に連結計算書が必要になると考えている。すなわち、全ての持分を保有していることを連結計算書の必要性の出発点としている米国とは異なっているのである。

英国会計の影響を受けるに従い、資産分類と評価を結合させるアプローチが、米国でも次第に承認されていった。

もっともこの時期には、一般に、会計理論家は、流動資産は低価基準によって評価されるべきであるということには同意していたが、原価と比較される市場価額としてどのような市場価額が採用されるのかという問題が生じていた。当時の著書では、市場販売価額や市場取替価額が採用されていた。取得原価が採用されていたのは税法の影響であり、固定資産の評価増を計上することについては反対されていた。

投資に関しては、他の会社の株式保有を認める州会社法の改正により、米国の会計士達は、会社間投資の取り扱いに関する問題に直面することとなった。市場性のある有価証券については、当初明らかに原価に基づいた評価が行われていたが、価値の増加、減少を反映する他の評価方法も等しく認められるものであった。株価の増価または減価を行う再評価も承認されていた。しかしながら、1929年の証券市場の崩壊により、未実現利益を計上することには慎重になっており、原価に基づく評価方法が支持された（Walker [1978 p.171]）。

固定資産を每期再評価すべきかどうかの検討は、英国とは異なり、米国では相当の時間が費やされた。資産の増価を導く再評価が望ましいと結論付けたのは少数派であり、資産の保有が計画されていたのか、あるいは、その処分が計画されていたのかに従って、評価手続が選択されるという考え方は、証券投資の会計処理に対して重要な影響を及ぼしたのである。

一時的に保有する大量の上場株式については、資産分類と評価は関連していた。一方株式を長期に保有する意図がある場合、それは市場価額で記録される必要はないと主張された。市場性のない有価証券については、アメリカではそれほど問題とならなかった。英国では株式の売買取引がロンドンに集中していたのに対し、米国では店頭取引市場を含む多くの証券市場を有していたからである。つまり、主要な証券取引所に上場されていない多くの株式でも、店頭取引市場等で行われる価額が利用できたからである。

#### 4. おわりに

英国と米国においては連結計算書の採用時期が異なり、英国よりも米国のほうが数十年早く採用した。これは、持株会社や社会的制度の影響であった。英国よりも米国のほうが、開示規則が欠如していたため、企業が自発的に財務報告を工夫しようとした。この結果が連結計算書の採用であった。このような背景が英国においては個別計算書を主とし、米国においては連結計算書を主とする状況をもたらした。米国において連結計算書が主として扱われたのは、初期の持株会社形態が法的事業体と経済的事業体を同一視することができる企業集団であったためである。このため、企業集団の情報開示が自然発生的に行われるようになった。こうした背景が、連結会計の前提として企業結合なのか、本支店会計なのかに関係しているのではないだろうか。すなわち、英国では個別会計を重視していたため、企業集団を構成する会社が元々別の

会社であったという考え方から、元々別の会社があつた場合には適用する企業結合の処理を、米国では企業集団を一つの組織体としてみなす傾向が強かったため、元々一つの会社のものを別の組織体に分割した場合に適用する本支店会計の処理をそれぞれ連結手続の基としていふと考えられる。

また、評価方法についても、英国においては積極的に低価法を採用していたのに対して、米国では資産の区分に関して経営者の恣意性が介入する恐れがあるため消極的であった。こうした違いは、既述の偶発資産及び偶発負債の認識に関連しているのではないかと考えている。すなわち、IFRS3は、これらが信頼性をもって測定できる場合には偶発資産及び偶発負債を公正価値で認識する。一方、米国では「契約」が一つの要件となり、契約偶発負債は公正価値で認識され、非契約偶発事象は取得日に資産または負債の条件を満たす可能性が50%超の場合 (more likely than not) のみ認識するものである。米国では契約がある場合には経営者の恣意性に左右されることなく、契約がない場合には条件を設けることで恣意性を排除しているものと思われる。

さらに評価に際しては、英国では資産について流動資産と固定資産に分類して行っているのに対して、米国では流動資産にも固定資産にも原価基準を適用していた<sup>13</sup>。これは、既述の企業集団の捉え方に関係しているのではないだろうか。すなわち、企業集団がもともと一つの組織体として捉えるのであれば、企業集団にとっての流動資産と固定資産の分類は困難であることが考えられる。企業集団を構成するある個別会社にとっては流動資産でも、ある個別会社にとってみると固定資産であることが考えられるからである。Walkerによると、米国では少数株主持分 (非支配持分) の取り扱いが問題にならなかったのも、米国ではもともと連結財務諸表は子会社100%ないしはそれに近い保有割合で考え出され (Walker [1978] p.260)、持分の観点においても企業集団は一つの会社と同じように捉えていたことに関連している。となれば、非支配持分を公正価値で測定するのか、または識別された純資産の比例割合で認識するのかのいずれかの評価方法を選択するIFRS3とは異なり、支配持分と同じように被支配持分を公正価値で測定する米国の現在の考え方にも関係しているものと考えられる。このように英国と米国では企業集団の捉え方の違いが、企業結合をもとにするのか本支店会計をもとにするのかをはじめとする連結手続の違いに関係しているのであろう。また、国際会計基準の連結手続が企業結合の処理をもとにしていたのは、英国と同じような企業集団の捉え方をしていたからだと考えられる。

<sup>13</sup> 資産の評価に対する英米の違いは、本稿で取り上げた時代よりも後に公表された基準における取得した識別可能な資産・負債の公正価値の指針にも見られる。例えば、英国のFRS7『取得会計における公正価値』において、有形固定資産から評価の指針が示され、有形固定資産については「(a)類似資産が公開市場で売買されている場合には、市場価値 (b)減価償却後の再調達原価 有形固定資産の公正価値は、当該資産の回収可能価額を超えてはならない」と規定されている (par.9)。すなわち、この有形固定資産を含め識別可能資産・負債の公正価値は、一般的には市場価値または現在価値に基づいている (pars.9~22)。一方、米国のSFAS141においては、市場性ある有価証券から規定されている。すなわち、流動性配列法が採られ、例えば生産設備・備品については、「利用目的資産には、当該資産の期待される将来の利用によって取得企業により低い価値を示さないならば、同様の生産能力を具有する再調達時価。販売目的資産には、公正価値から販売費用を控除した額」と規定している (par.37)。このように利用・消費目的資産には再調達原価、販売目的資産には見積売価からアフター・コストを控除した額、貨幣性資産・負債には現在価値が採択されている (菊谷 [2004] p.108)。



## 【参考文献】

- Accounting Standards Board [1994], *Financial Reporting Standard 7 "Fair Values in acquisition accounting"*.
- Edwards, J.R. & Webb, K. M. [1984], "The Development of Group Accounting in the United Kingdom to 1933", *The Accounting Historians Journal*, pp.31~61.
- Epstein, Barry J., Nach, Ralph, Bragg, Steven M. [2009], *Wiley GAAP Codification Enhanced*, John Wiley & Sons, Inc.
- Epstein, Barry J., Jermakowicz, Eva K., [2009], *Wiley IFRS2009 Interpretation and Application International Financial Reporting Standards*, John Wiley & Sons, Inc.
- Financial Accounting Standards Board [2001], Statement of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations.
- IASB [2008], *IAS27 Consolidated and Separate Financial Statements*, IASC Foundation Publications Department (London).
- IASB [2008], *IFRS3 Business Combinations*, IASC Foundation Publications Department (London).
- Mard, Michael J., Hyden, Steven D. [2009], Trott, Edward W., *Business Commination with SFAS 141R, 157, and 160 - A Guide to Financial Reporting -*, John Wiley & Sons, Inc.
- Moonitz, Maurice.[1951], *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press (Boston).  
(邦訳 片野一郎監訳, 白鳥庄之助 [1962] 『ムーニッツ連結財務諸表論』 同文館。
- Nicholson J. Lee [1924], *Consignments Consolidated Statements*, Institute of Business Science (Scranton, Pa).
- Nobes, C. [2002], "An Analysis of the International Development of the Equity Method", *Abacus*, Vol.38, No.1, pp.16~45.
- Rosenfield Rubin[1985], *Consolidation, Translation and The Equity Method - Concepts and Procedures-*, A Roland Press Publications John Wiley & Sons (New York).
- Stein, N. D. [1991], *Preparation of Consolidated Accounts*, Corner Publications (London).
- Taylor, P. [1986], *Consolidated Financial Reporting*, Paul Chapman Publishing Ltd (London).
- Walker, Robert Graham [1978], *Consolidated Statements : A History and Analysis*, Arno Press, (New York).
- Walker, Robert Graham & Mack, Janet. [1998], "The Influence of Regulation on the Publication of Consolidated Statements", *Abacus*, Vol. 34 Issue 1, pp.48~74.
- Walker, Robert Graham [2006], *Consolidated Statements : a History and Analysis*, Sydney University Press (Sydney).
- Walker, Robert Graham [2009], "Public Sector Consolidated Statements - an Assessment -", *Abacus*, Vol.45, No.2, pp.171~220.
- Zyla, Mark L. [2010], *Fair Value Measurements - Practical Guidance and Implementation-*, Wiley John Wiley & Sons, Inc. (New Jersey).
- 岩村一夫 [1969] 『連結財務報告論 - アメリカの事例を中心に -』 白桃書房。
- 小栗崇資 [2002] 『アメリカ連結会計生成史論』 日本経済評論社。
- 兼子春三 [1969] 『連結財務諸表制度論』 有斐閣。
- 兼子春三 [1977] 「連結財務諸表情報の評価と分析(1)」 『産業経理』 37巻 8号, pp.52~58。
- 兼子春三 [1977] 「連結財務諸表情報の評価と分析(2)」 『産業経理』 37巻10号, pp.21~27。

- 菊谷正人 [2002]「英国における企業結合会計の展開」『経理研究』46号, pp.10~23。
- 菊谷正人 [2004]「米国における企業結合会計の展開」『政経論叢』128号, pp.89~116。
- 高須教夫 [1980]「アメリカにおける初期の公表連結財務諸表に関する史的考察」『六甲台論集』27巻3号, pp.91~103。
- 高須教夫 [1981]「アメリカにおける連結財務諸表公表実務の一般化に関する史的考察」『六甲台論集』28巻1号, pp.13~103。
- 高須教夫 [1992]『アメリカ連結会計論』森山書店。
- 高須教夫 [1996]『連結会計論』森山書店。
- 高須教夫 [2005]「企業集団の形成と連結財務諸表」平林喜博『近代会計成立史』同文館, pp.139~153。
- 神納樹史 [2009]「連結会計」菊谷正人編著『IFRS・IAS 徹底解説』税務経理協会。
- 中村忠 [1966]「英国の連結財務諸表制度」『企業会計』18巻9号, pp.63~70。
- 中村忠 [1984]『財務会計論』白桃書房。
- 山地範明 [1989]「英米における連結会計導入の比較研究」『商学論究』第36巻第3号 (1989年1月), pp.139~161。
- 山地範明 [2000]『連結会計の生成と発展』[増補改訂版] 中央経済社。